

資料 7

霞ヶ浦、印旛沼、手賀沼、琵琶湖及び児島湖に係る湖沼水質保全計画の概要

1 計画策定対象湖沼

今回、湖沼水質保全計画を策定する指定湖沼は、表－1に示すとおり霞ヶ浦、印旛沼、手賀沼、琵琶湖及び児島湖の5湖沼である。なお、今回の計画は、平成13～17年度の第4期の計画に続く第5期の計画である。

表－1 指定湖沼及び指定地域

湖沼名	関係県名	指定地域内市町村数
霞ヶ浦	茨城県 栃木県 千葉県	22市町村 1町 1市町
印旛沼	千葉県	15市町村
手賀沼	千葉県	8市町村
琵琶湖	滋賀県 京都府	26市町村 1市
児島湖	岡山県	6市町村

2 計画内容

湖沼特性等を踏まえ、望ましい湖沼の水環境及び流域の状況等にかかる将来像を明らかにした長期ビジョンについて関係機関や関係者と共有する。（表－3）

2.1 計画期間

湖沼特性等を踏まえ、関係する諸計画との整合性を図りつつ、適切な期間を設定する。（表－3）

2.2 水質の保全に関する方針

(1) 計画の基本的な考え方

着実な水質改善による水質環境基準の確保を目指としつつ、水質保全に資する事業、各種汚濁源に対する規制等による、それぞれの湖沼の特性に応じた水質保全対策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 水質目標値

平成22年度に目指すべき化学的酸素要求量（COD）、全窒素、全磷の水質目標値を掲げる。（表－2）

2. 3 水質の保全に資する事業

発生源対策として、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、廃棄物処理施設等の施設整備を行うとともに、湖内の底泥しゅんせつ、浄化用水の導入、流入河川の直接浄化等の浄化対策を行う。（表－3）

2. 4 水質の保全のための規制その他の措置

工場・事業場排水対策、生活排水対策、畜産・水産対策、面源負荷対策、緑地の保全その他自然環境の保護等の施策を行う。（表－3）

2. 5 その他水質保全のために必要な措置

公共用海域の水質の監視強化、調査研究の推進、地域住民等の協力の確保、事業者等に対する助成等を行う。（表－3）。

3 流出水対策推進計画

流出水対策地区を指定し、農地や市街地等から流出する汚濁負荷削減のための対策の重点的、集中的な実施を図る。（表－4）

表－2 水質目標値

(単位: mg/l)

湖沼名	水域名	水質項目	現状水質 (平成17年度)	水質目標値 (平成22年度)	
				施策を講じない場合	施策を講じた場合
霞ヶ浦	霞ヶ浦 (西浦)	COD (COD平均値)	8.9 (7.6)	9.6 (8.2)	8.2 (7.0)
		全窒素	1.1	1.1	0.92
		全 磷	0.11	0.12	0.10
	北 浦	COD (COD平均値)	8.1 (7.7)	8.7 (8.3)	7.6 (7.3)
		全窒素	1.1	1.1	0.86
		全 磷	0.092	0.11	0.09
	常陸 利根川	COD (COD平均値)	7.9 (7.4)	8.7 (8.1)	7.4 (6.9)
		全窒素	1.0	1.0	0.84
		全 磷	0.093	0.094	0.074
	全水域 の平均	(COD平均値)	(7.6)	(8.2)	(7.0)
		全窒素	1.1	1.1	0.88
		全 磷	0.10	0.11	0.092
印旛沼	印旛沼	COD (COD平均値)※	9.6 (8.1)	9.9 (8.4)	8.9 (7.5)
		全窒素	2.9	3.2	2.7
		全 磷	0.11	0.12	0.10
手賀沼	手賀沼	COD (COD平均値)※	9.3 (8.2)	9.4 (8.3)	8.5 (7.5)
		全窒素	2.8	2.9	2.6
		全 磷	0.17	0.17	0.15
琵琶湖	北 湖	COD (COD平均値)※	3.0 (2.6)	3.0 (2.6)	2.9 (2.6)
		全窒素	0.32	0.33	0.30
	南 湖	COD (COD平均値)※	4.2 (3.2)	4.3 (3.3)	4.2 (3.1)
		全窒素	0.36	0.37	0.33
児島湖	児島湖	COD (COD平均値)※	8.3 (7.5)	8.7 (7.6)	7.5 (7.1)
		全窒素	1.3	1.4	1.2
		全 磷	0.20	0.20	0.17

(注) • CODについては75%値、全窒素、全磷については平均値である。
 • 環境基準を達成している琵琶湖の北湖の全磷については、現状水質が維持されるよう努める。
 • ※は参考値である。

表-3 計画の内容（1）

事項名 湖沼名	霞ヶ浦 (茨城県、栃木県、千葉県)	印旛沼 (千葉県)
1. 水質の保全に関する方針 (1)長期ビジョン	平成32年度を目指し、流域住民が霞ヶ浦に親しみを持ち、水質浄化を自らの役割と認識し、実践できるような目標である「泳げる霞ヶ浦」及び「遊べる河川」(C O D 5 mg/l台前半)を目指す。	平成42年度までに、印旛沼を再び恵みの沼とするため、「遊び、泳げる印旛沼・流域」、「人が集い、人と共生する印旛沼・流域」、「ふるさとの生き物はぐくむ印旛沼・流域」を目指す。 具体的には、昭和30年代前半の豊かで清らかな水を湛え、様々な生き物が生息し、農業を支え、豊かな漁場を提供するような印旛沼を取り戻す。
(2)計画期間	平成18年度～平成22年度 (5年間)	平成18年度～平成22年度 (5年間)
2. 水質の保全に資する事業		
(1)下水道の整備	・下水道の整備(67千人) (普及率 54→59%)	・下水道の整備(30千人) (普及率 78→82%)
(2)その他の生活排水処理施設の整備	・農業集落排水施設(11千人) ・合併処理浄化槽(18千人) ・し尿処理施設(増設なし)	・農業集落排水施設(3千人) ・合併処理浄化槽(-8千人)
(3)家畜排せつ物処理施設等の整備	・家畜排せつ物処理施設 (40施設)	
(4)廃棄物処理施設の整備	・ごみ処理施設(増設なし) ・粗大ごみ処理施設(-9t/日)	
(5)湖沼の浄化対策	底泥のしゅんせつ、浄化用水の導入事業推進、生態系を活用した水質浄化	沼の流動化、しゅんせつの検討、植生浄化、沼清掃等
(6)流入河川等の浄化対策	流入河の直接浄化、流域における自然浄化機能を活用した水質浄化	河川浄化施設等、多自然川づくり、農業排水路内汚濁負荷の削減、河川清掃等

※（ ）内の数字は計画期間での事業量を示している。

手賀沼 (千葉県)	琵琶湖 (滋賀県、京都府)	児島湖 (岡山県)
平成42年頃までに、「かつて手賀沼とその流域にあった美しく豊かな環境の再生」及び「環境基準の達成」を目指す。具体的には、昭和30年代前半の豊かで清らかな水を湛え、様々な生き物が生息し、農業を支え、豊かな漁場を提供するような手賀沼を取り戻す。	平成62年頃に、昭和30年代の水質を取り戻すとともに、自然の水循環を活かす淡海の森と暮らし及び湖の環境を守る豊かな自然生態系のなかで、多様な生物の営みによって四季折々に美しい固有の景観を見せる琵琶湖の実現を目指す。	平成37年頃までに化学的酸素要求量を5 mg/L以下まで改善し、農業用水源として重要な役割を果たし、豊かな水産資源を育成し、周辺住民の暮らしを守り、県民が訪れ・遊び・学べる児島湖を創造する。
平成18年度～平成22年度 (5年間)	平成18年度～平成22年度 (5年間)	平成18年度～平成22年度 (5年間)
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備(37千人) (普及率 82→85%) ・合併処理浄化槽(10千人) <p>浄化用水の導入、水生植物による水質浄化、アオコの回収</p> <p>河川浄化施設等、植物による水質浄化、水路のしゅんせつ等、汚濁拡散防止対策による浄化対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備(99千人) (普及率 80→86%) ・農業集落排水施設(2千人) ・合併処理浄化槽(4千人) ・家畜排せつ物の堆肥化率 81% → 93% ・ごみ処理施設 (180 t /日) ・粗大ごみ処理施設(12t/日) ・最終処分場 (増設なし) <p>底泥のしゅんせつ、水草等の除去</p> <p>一次貯留、内湖を活用した浄化対策施設の設置、多自然川づくりの推進、内湖におけるしゅんせつ、植生浄化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備(41千人) (普及率 59→65%) ・農業集落排水施設(-0.1千人) ・合併処理浄化槽(10千人) ・し尿処理施設 (1施設 (10kl/日) 更新) <p>水生植物の適切な管理、農業用水の再利用</p> <p>河道、用排水路のしゅんせつ、多自然川づくり等の推進、水生植物の適切な管理</p>